

令和5年度栄養士免許新規一括申請事務処理要領

1 対象者

以下のいずれにも該当する方を栄養士免許新規一括申請の対象者とします。

- ・ 栄養士養成施設の栄養士課程を履修し、令和6年3月に当該栄養士養成施設を卒業する方で、栄養士免許の取得を希望する方
- ・ 岐阜県内にお住まいの方

2 一括申請の仕方

各栄養士養成施設は、栄養士免許新規一括申請の対象となる申請者の申請書を取りまとめ、岐阜県庁保健医療課まで郵送又は持参してください。

3 名簿登録年月日について

令和6年3月26日までに岐阜県庁保健医療課で申請書を受理したものについては、審査後、令和6年3月28日までに登録します。それ以降に受理したものについては随時登録を行います。

4 提出書類について

栄養士免許新規一括申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

(1) 栄養士免許一括申請者連名簿（別添様式1）

栄養士免許新規一括申請を行う申請者の一覧表を、別添様式1により電子データ及び紙媒体で提出してください。電子データはメール送付可能です。

栄養士免許申請者と国家試験受験者が同一ではない場合、栄養士免許申請者用と国家試験受験者用の2通提出してください。

(2) 免許申請書類

申請者ごとに以下の①から④の書類をまとめ、左上をクリップ止めして（1）の名簿の順に並べてください。記載にあたっては別紙の「一括申請関係書類記載方法」及び「栄養士免許申請書の記載例」を参考にしてください。

① 栄養士免許申請書（岐阜県栄養士法施行細則別表第1号様式） 1通

※手数料について

5,600円分の岐阜県収入証紙を栄養士免許申請書の貼付欄に貼付してください。不足している場合は受理できません。岐阜県収入証紙は岐阜県内金融機関（郵便局を除く）、県総合庁舎内各県事務所及び岐阜保健所等で購入出来ます。ただし岐阜市保健所では購入できません。

② 戸籍抄本、戸籍謄本又は住民票の写し 1通

本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載のないもので発行から6か月以内のもの

※外国人の場合は住民票の写し（国籍記載・個人番号の記載のないもの）

③ 卒業証明書 1通

卒業証書では受付できません。

持参日までに卒業証明書が発行できない場合は、卒業証明書一覧又は卒業・履修証明書一覧（別添様式2）を添付し、後日個人の卒業証明書を提出してください。

④栄養士課程履修証明書（栄養士課程を履修したことを証するものであること）1通
成績証明書では受付できません。

5 栄養士免許証の交付について

交付の準備が出来次第、各養成施設に郵送（簡易書留）にて送付します。

なお、免許証については各養成施設に到着した時点で交付済みとみなされ、以後の紛失・破損等による再交付は再交付申請手続きが必要となりますので（免許証の誤字、脱字を除く）、申請者への受け渡しの際には十分注意してください。

6 その他

（1）栄養士免許証の訂正等について

対象者のうち、卒業後、令和6年3月28日までに婚姻等の理由により免許交付前に氏名又は本籍地（都道府県名）に変更が生じる者、又はその予定の者については、個別にご相談ください。

なお、交付後、婚姻等により戸籍や氏名の変更に伴う免許証書換えや紛失等による再交付は、免許を交付した岐阜県で、変更後30日以内に手続きを行う必要がありますので、その旨申請者に十分周知してください。

（2）県外に在住の学生の申請について

岐阜県外に住所地がある場合は、住所地の都道府県で申請を行ってください。都道府県によって申請方法が異なりますので、所管する都道府県庁にお問い合わせください。

（3）一括申請受付日について

岐阜県庁に持参いただく場合は、日程を調整させていただきます。

（4）管理栄養士国家試験受験にかかる栄養士免許取得（見込）照合について

栄養士免許新規一括申請と同時に栄養士免許取得（見込）の照合を受けられる場合は、以下の書類をあわせて提出してください。なお各様式については別途厚生労働省から各栄養士養成施設に送付されている様式を利用してください

①栄養士免許取得（見込）照合書（別紙様式D-2（一括申請用）） 1部

電子データ及び紙に出力した名簿を提出してください。

②卒業・履修証明書（別紙様式B） 1部

③栄養士免許申請書の提出について（別紙様式D-2参考様式）

別紙 一括申請関係書類記載方法

必要書類		注意事項
免許申請書類	栄養士免許申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請年月日は、卒業証明書の日付もしくはそれ以降の日付（県庁保健医療課へ持参する年月日等）を記入してください。その際、申請日が土日祝日にならないように注意してください。 氏名に略字等は使用せず、戸籍抄本等に記載されている文字を<u>楷書でていねいに記入してください。</u> 旧姓併記を希望する場合は、旧姓併記の希望有とし、旧姓欄に旧姓を記入してください。通称名の併記を希望する場合は、通称名欄に通称名を記載してください。
	卒業証明書	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書に記載する年月日は、卒業日及び卒業証書（学位記）の年月日と必ずしも一致させる必要はなく、養成施設において卒業を決定した年月日としてください。 卒業証明書及び履修証明書の証明日（卒業を決定した年月日）については、卒業証明書及び履修証明書の提出日以前としてください。
	栄養士課程履修証明書	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士課程履修証明書の年月日は、卒業証明書と必ずしも一致させる必要はなく、養成施設において栄養士課程の履修を証明する日で構いません。 卒業証明書と同日又はそれ以前の年月日としてください。
栄養士免許（見込）取得照合書類	栄養士免許取得（見込）照合書	<ul style="list-style-type: none"> 申請年月日は、空欄で提出してください。
	卒業・履修証明書	<ul style="list-style-type: none"> 整理番号等は栄養士免許取得（見込）照合書と一致させてください。 別紙様式Bと同等の様式で構いません。
	栄養士免許申請書の提出について	<ul style="list-style-type: none"> 申請年月日は、県庁保健医療課への持参日等を記入してください。 栄養士免許取得（見込）照合書の人数と一致しているか確認してください。

※岐阜県での栄養士免許申請を行う者は、岐阜県内に住所地を有する者です。

※交付後、婚姻等により戸籍や氏名の変更の免許書換えや、紛失等による再交付は、免許を交付した岐阜県において、30日以内に手続きを行っていただくことになります。

別紙 栄養士免許申請書の記載例
第1号様式 (第2条関係)

岐阜県収入証紙欄	岐阜県収入証紙 5,600円を貼ること。
----------	----------------------

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

岐阜県知事 様

栄養士免許申請書

1～3の有無について、必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

- 罰金以上の刑に処せられたことの有無。
(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無
- 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。
(有の場合、違反の事実及び年月日)
有・無
- 旧姓併記の希望の有無。
有・無

旧姓の併記を希望する場合は、「有」に○をすること。
「無」が選択されている場合、あるいは未記入の場合、
「旧姓」の記入欄に記載があっても、併記はされないので注意すること。

上記により、栄養士免許を申請します。

本籍地都道府県名 (国籍)	岐阜県		昼間連絡がとれる電話番号を必ず 記入してください。
電 話	058 (272) 1111		
住 所	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1		略字等を使用せず、必ず戸籍通りの 文字を記入すること。また、ふりがなも記 入すること。
ふりがな	(氏) やぶた	(名) はなこ	旧姓又は通称名を有しない場合又は併 記を希望しない場合は、斜線を引くこ と。通称名は、記載をもって併記を希望 したものとみなす。
氏 名	藪田 (旧姓) 栄養	花子 花子	
通 称 名	/		
生年月日	平成 12年 8月 〇日		

参考

第1号様式（第2条関係）

岐阜県収入証紙欄

年 月 日

岐阜県知事 様

栄養士免許申請書

1～3の有無について、必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無

（有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日）

有・無

2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無

（有の場合、違反の事実及び年月日）

有・無

3 旧姓併記の希望の有無

有・無

上記により、栄養士免許を申請します。

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

電 話	()
住 所	〒

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名	(旧姓)	
通 称 名		

生年月日	年 月 日
------	-------